

みらい1分ニュースレター

2009/8/17 第7号

毎週月曜配信

中国版

【滴水穿石】

東京地裁にて、来料加工取引を行う香港の子会社が「製造業」と認定されたことで、日本の親会社がタックスヘイブン税制の適用を受ける可能性が高まりました。日系企業への影響は大きいと思われるので、今後の動向に注目です。

みらいコンサルティング(株) 国際部
中国ニュース配信サービス事務局

Peoples Republic
of China

テーマ

「来料加工」取引に対するタックスヘイブン対策税制の適用について

～「来料加工」取引を巡る訴訟で初めての司法判断

ポイント

✓ 判決: 東京地方裁判所(平成 18 年(行ウ)第 322 号)

✓ 判決言渡日: 2009 年 5 月 28 日

✓ 注目すべきポイント:

1. 「来料加工」取引を行っている香港子会社は、「卸売業」ではなく「製造業」と認定。
2. 「製造業」と認定されたことで、課税庁側のタックスヘイブン税制の適用を適法と判断(納税者側の主張は棄却)。
3. 原告は控訴済み。今後の高裁の判断に注目。

解説

◆【来料加工とは】

- ✓ 中国の工場が、外国企業より原材料、副資材あるいは設備の無償提供を受け、決められたデザイン、材料等で加工を行い、その製品を外国企業に全量を引渡して加工賃収入を得る形式で、加工貿易の一種である。日本企業の香港子会社が中国華南地区の中国企業に設備・原材料を無償提供、さらに技術者を派遣して技術指導を行い、製造委託をし、中国企業が製造した製品は日本企業が全量引き取り、中国国外に販売する。日本側のメリットは、中国の安価なコストで製品の製造ができることで、中国の華南地区で「来料加工」取引を行っている日系企業は、少なくとも 2,000 社に及ぶといわれている。

◆【タックスヘイブン対策税制とは】

- ✓ 税率が 25%以下の軽課税国等(香港、シンガポール、ケイマン諸島などが該当)に経営実態のない会社を設立して、利益をプールしている会社に対して、その軽課税国にプールしている利益を親会社の所得とみなして、親会社で合算して課税する制度。
- ✓ ただし、下記の 4 つの要件をすべて満たすと、「適用除外」となるため合算課税の対象とはならない。
 - (1) 事業基準…軽課税国等に設立された子会社の事業目的が、「株式の保有」など一定の業種でないこと
 - (2) 実体基準…子会社の本店の所在する「地域」に事務所など物理的設備があること
 - (3) 管理支配基準…子会社が自ら自社の管理を行っていること
 - (4) 非関連者基準…独立した第三者との取引が 50%以上あること(卸売業に適用)
または、所在地国基準…事業を主として本店の所在する「地域」で行っていること(製造業に適用)

◆【今回の判決の趣旨】

- ✓ 上記のように、タックスヘイブン対策税制の適用除外を受けるためには、上記の適用除外要件のすべてをみたさなければならないが、今回の東京地裁の判断は「来料加工」取引を行っている香港子会社は卸売業ではなく製造業と認定した。この結果、香港子会社は本店所在地の香港と異なる中国本土で製造しているため、(4)の所在地国基準をみたしておらず、合算課税の対象となる。

◆【今後の動き】

- ✓ 今回初めての司法当局の判断が下されたが、まだ第一審であり、すべて決まったわけではない。原告である日本企業はこの判決を不服として控訴しており、今後の高裁の判断が注目されている。

執筆: 小嶋 大志



みらいコンサルティンググループ

みらいコンサルティング株式会社 <http://www.mirai.jp/>

税理士法人みらいコンサルティング/MC国際公認会計士共同事務所

社会保険労務士法人みらいコンサルティング/霞が関司法書士事務所

◇ 東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビル4階 TEL: 03-3519-3970(代)

◇ [大阪支社] 大阪府大阪市中央区安土町3-2-14 サンキュービルディング4階 TEL: 06-4705-7010

